

2017年度 事業計画書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(東京事務局) 東京都江東区亀戸6丁目54番5号 小川ビル2階

(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13番24号 錦ビル7階

(関西事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号 カミヤビル3階

<事業構成>

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

当事業は、次の1～5で構成される。

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
3. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営
4. 大規模災害被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
5. 児童等に対するアドバイザーの派遣

■収益事業等

なし

※学校外教育バウチャーとは、当法人が児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに使用を限定した利用券(補助金)を指す。(以下、「バウチャー」という用語も同一の意味とする)

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒を指す。

<事業内容>

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)目的

経済的に困難な児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、児童等の教育機会を保障することで将来の自立に寄与し、教育格差の解消を目指す。

(2)対象

関西地域に居住する生活保護受給世帯の小学生から高校生の児童等

※関西地域とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県の2府4県を指す。

※「高等学校卒業程度認定試験」を受験する者は、高校生に準ずるものとして対象に含む。

(3)利用予定人数

31名(見込み)

- ・2016年度からの継続利用者:約16名(現在審査中のため見込み)
- ・2017年度からの新規利用者:約15名(利用者決定前のため見込み)

(4)利用者決定方法

①2016年度からの継続利用者

- ・利用者決定に際しては、利用者全員に意思確認を行い、次の基準で審査を実施する。
- ・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。
- ・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア)生活保護受給状況

申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(イ)バウチャー利用状況

2016年12月31日時点の2016年度バウチャー利用率が50%以上であること。ただし、当基準を満たさない者のうち常務会が認める者は、「(ア)生活保護受給状況」のみで審査を行う。

※バウチャー利用率(バウチャー利用額/バウチャー給付額)

※バウチャー利用額には、2017年1月、2月、3月の利用見込額も含める。

②2017年度からの新規利用者

- ・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に次の基準で審査を実施する。
- ・審査は、当法人職員が実施する。
- ・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア)生活保護受給状況

申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

(イ)学習・進学意欲

申込時に行うアンケートの回答から、学習意欲について審査を行う。

※小学生はアンケートの回答が困難と判断し、当項目は割愛する。

(ウ)学校外教育サービスの利用状況

学校外教育サービスの利用状況について審査を行う。

(5)バウチャー給付額

①総額

6,800,000円(見込み)

- ・継続利用者分:3,650,000円
- ・新規利用者分:3,150,000円

<参考:バウチャー給付額の計算式>

A	2016年1月から2017年3月の指定寄付金見込額の65%	$10,336,140円 \times 65\% = 6,718,491円$
B	過年度未使用バウチャー額(2014年度未使用額)	68,880円
C	A+B	6,787,371円
D	Cの端数処理(5万円単位に切り上げ)	6,800,000円

※バウチャー給付割合を当該年度寄付総額の65%以上に設定している。

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

(6)バウチャー利用期間

- ・2016年度からの継続利用者 2017年4月1日から2018年3月31日
- ・2017年度からの新規利用者 2017年7月1日から2018年3月31日

(7)バウチャー利用先

- ・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。
- ・利用者は、自らの希望する利用先を事務局に申請することができ、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者は、現在募集・審査中である。(2017年2月1日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8)実施スケジュール

①2016年度からの継続利用者

- ・2017年 1月 6日 継続利用案内書類送付
- ・2017年 2月 28日 継続利用者決定(常務会による議決)
- ・2017年 3月 27日 バウチャー提供
- ・2017年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2018年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

②2017年度からの新規利用者

- ・2017年 4月 10日 新規利用者募集開始
- ・2017年 5月 26日 新規利用者募集締切
- ・2017年 6月 16日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2017年 6月 27日 バウチャー提供
- ・2017年 7月 1日 バウチャー利用開始
- ・2018年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)目的

東日本大震災により経済的に困難な状態となった児童等に対して、学校外教育バウチャーを提供し、生徒の教育機会を保障することでその成長を支え、被災地の長期的復興に寄与する。

※なお、保護者の養育が十分でない等の理由で、利用申請ができない子どもにバウチャーを提供することを目的に、東日本バウチャー随時枠(以下、「随時枠」)を設置する。(一般の給付申請方式は「一般枠」と記載する。)

(2)対象

i. 一般枠

東日本大震災で被災した者のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

- ①小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。
- ②児童等が属する世帯の収入・所得が理事会の定める収入・所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

※「高等学校卒業程度認定試験」を受験する者は、高校生に準ずるものとして対象に含む。

ii. 随時枠

東日本大震災で被災し、かつ理事会が定める地域(2017年度は仙台市、石巻市)に居住している者のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

- ①小学校、中学校、高等学校又はそれに準ずる学校に属する児童等であること。
- ②児童等の保護者が、生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者であること。

(3)利用予定人数

i. 一般枠

348名(見込み)

- ・2016年度からの継続利用者:約290名(現在審査中のため見込み)
- ・2017年度からの新規利用者:約 58名(利用者決定前のため見込み)

ii. 随時枠

10名(見込み/2017年度からの新規利用者)

(4)利用者決定方法

i. 一般枠

①2016年度からの継続利用者

- ・利用者決定に際しては、利用者全員に意思確認を行い、次の基準で審査を実施する。
- ・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。
- ・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア)世帯収入・所得状況

2015年の世帯収入・所得の合計額が次の収入・所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

■収入・所得基準

世帯人数	給与収入のみの世帯 (給与支払金額)	給与以外の収入のある世帯 (所得金額)
2人	3,242,400円	2,052,000円
3人	4,010,400円	2,589,600円
4人	4,680,000円	3,096,000円
5人	5,208,000円	3,518,400円

※住民票記載の世帯員の内、2016年3月31日時点で18歳以上の世帯員の収入・所得金額の合計額

(イ)バウチャー利用状況

2016年12月31日時点の2016年度バウチャー利用率が50%以上であること。ただし、2016年度からバウチャーの利用を開始した者は、バウチャー利用率が25%以上であること。また、当基準を満たさない者のうち常務会が認める者は、「(ア)世帯収入・所得状況」のみで審査を行う。

※バウチャー利用率(バウチャー利用額/バウチャー給付額)

※バウチャー利用額には、2017年1月、2月、3月の利用見込額も含める。

②2017年度からの新規利用者

- ・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に次の基準で審査を実施する。
- ・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。
- ・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア)世帯収入・所得状況

2015年の世帯収入・所得の合計額が次の収入・所得基準以下であること。又は申請日時点

において、当該児童等の保護者が生活保護法の被保護者であること。

■収入・所得基準

世帯人数	給与収入のみの世帯 (給与支払金額)	給与以外の収入のある世帯 (所得金額)
2人	2,702,000円	1,710,000円
3人	3,342,000円	2,158,000円
4人	3,900,000円	2,580,000円
5人	4,340,000円	2,932,000円

※住民票記載の世帯員の内、2016年3月31日時点で18歳以上の世帯員の収入・所得金額の合計額

(イ) 学習・進学意欲

申込時に行うアンケートの回答から、学習意欲について審査を行う。

※小学生はアンケートの回答が困難と判断し、当項目は割愛する。

(ウ) 学校外教育サービスの利用状況

学校外教育サービスの利用状況について審査を行う。

ii. 随時枠

①2016年度からの継続利用者

なし

②2017年度からの新規利用者

・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、次の基準、方法で実施する。

・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。

・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア) 先着順

毎月先着順で利用者を決定する。

(イ) 抽選(給付額を超過する月のみ)

給付予定額を超過する月については、給付上限額を上限として利用者を決定する。また、上限額を超える申請がある場合は抽選により決定する。

(5) バウチャー給付額

i. 一般枠

①総額

73,100,000円(見込み)

・継続利用者分:61,000,000円

・新規利用者分:12,100,000円

<参考:バウチャー給付額の計算式>

A	2016年4月から2017年3月の指定寄付金見込額の70%	$76,078,109円 \times 70\% = 53,254,676円$
B	バウチャー事業指定補助金見込額の50%	$24,000,000円 \times 50\% = 12,000,000円$
C	過年度未使用バウチャー額 (2014年度未使用額)	7,811,742円
D	A+B+C	73,066,418円

E	Dの端数処理(5万円単位に切り上げ)	73,100,000円
---	--------------------	-------------

※バウチャー給付割合を当該年度寄付総額の65%以上に設定している。

②1人当たりの給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

ii. 随時枠

①総額

2,000,000円(上限額3,000,000円)

②1人当たりの給付額

小学生	月12,000円×利用期間分
中学1・2年生 / 高校1・2年生	月16,000円×利用期間分
中学3年生 / 高校3年生	月24,000円×利用期間分

(6)バウチャー利用期間

i. 一般枠

- ・2016年度からの継続利用者 2017年4月1日から2018年3月31日
- ・2017年度からの新規利用者 2017年7月1日から2018年3月31日

ii. 随時枠

2017年7月～2018年3月の随時

(7)バウチャー利用先

- ・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。
- ・利用者は、自らの希望する利用先を事務局に申請することができ、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者数は、149事業者である。(2017年2月1日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8)実施スケジュール

i. 一般枠

①2016年度からの継続利用者

- ・2017年 1月 6日 継続利用案内書類送付
- ・2017年 2月 28日 継続利用者決定(常務会による議決)
- ・2017年 3月 27日 バウチャー提供
- ・2017年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2018年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

②2017年度からの新規利用者

- ・2017年 4月 10日 新規利用者募集開始
- ・2017年 5月 26日 新規利用者募集締切
- ・2017年 6月 16日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2017年 6月 27日 バウチャー提供
- ・2017年 7月 1日 バウチャー利用開始
- ・2018年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

ii. 随時枠

- ・2017年 5月 ～ 2018年 1月の随時 新規利用者募集開始
- ・2017年 6月 ～ 2018年 2月の随時 利用者決定(常務会による議決)
- ・2017年 7月 ～ 2018年 3月の随時 バウチャー提供
- ・2018年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

(9) 児童等やその周辺環境の実態調査等

①ねらい

公募によるバウチャー利用者募集では利用申請を行わない、より厳しい家庭環境の児童等にも支援を行うため、児童等の周辺環境や学習環境の実態調査を行う。また、自治体調査を通したニーズ把握により、自治体との連携による支援体制構築を目指す。

②概要

(ア) 生活支援団体等の調査

- ・仙台市、石巻市等において、厳しい家庭環境の児童等を支援する生活支援団体の有無、提供しているサービス・支援の内容、対象の子どもの状況等を調査し、実態を把握する。
- ・専門家や生活支援団体等と連携して調査結果を検証・分析し、課題とその対応策をまとめる。

(イ) 自治体等の調査

- ・バウチャー事業実施自治体の調査を行い、成果と課題をレポートにまとめる。
- ・上記のレポートをもとに、岩手県、宮城県、福島県の被災自治体へのアンケート調査を実施し、各自治体が行う教育支援事業、その課題、バウチャー事業実施ニーズを把握する。

3. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営

(1) 事業の概要

塾代助成事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、中学生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などにかかる費用を助成する事業である。

(2) 事業の期間

2017年4月1日から2018年3月31日

(3) 事業の対象者

大阪市内に居住している中学生を養育する者で、養育者とその配偶者の合計所得が、市が定める所得制限限度額未満の者 ※対象者数は約30,000人。

(4)業務の概要

- ①1ヶ月あたり1万円を上限に利用できる「塾代助成カード」(以下「カード」という。)を保護者の申請により交付する。
- ②市が定める参画事業者(当事業への登録を受けた学習塾等)の対象要件の考え方に基づいて、参画事業者を公募及び登録するとともに、利用生徒の選択による学校外教育サービスの受講に供する。
- ③参画事業者からのカード利用にかかる請求情報をまとめ、請求データを大阪市に提出する。なお、参画事業者への学校外教育サービス提供に対する支払いは、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、大阪市より参画事業者に対して行う。
- ④制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者や参画事業者へのアンケートやヒアリングなどの実施・分析等も踏まえ、大阪市に対して当事業における課題及びその解決策等を提示する。
- ⑤利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況管理並びに参画事業者への支払情報管理を行う。

(5)業務の範囲

①利用者関係業務

利用者関係業務は、「利用者募集」、「カード交付申請受付」、「交付・不交付決定通知」、「カード使用方法周知」、「利用促進・利用者サポート」、「利用者情報管理」、「異動情報確認」、「カード交付申請内容変更」及び「統計資料作成」からなる。

②参画事業者関係業務

参画事業者関係業務は、「参画事業者募集」、「参画事業者登録申請受付」、「登録(受理・不受理)通知」、「事業運営方法周知」、「登録促進・参画事業者サポート」、「参画事業者情報管理」、「参画事業者訪問調査」、「参画事業者口座情報管理」、「参画事業者登録取消」、「参画事業者登録事項変更」及び「統計資料作成」からなる。

③カード関係業務

カード関係業務は、「カード作成」、「カード再交付」、「カード利用額に係る請求」、「参画事業者支払」、「利用明細通知」、「カード利用情報管理」及び「統計資料作成」からなる。

④検証・分析業務

検証・分析業務は、「利用者アンケート」、「参画事業者アンケート」及び「検証・分析」からなる。

(6)事業実施団体等

①事業実施

大阪市

②業務運営受託事業者

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体

(代表者)凸版印刷株式会社 (構成員)公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

4. 大規模災害被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1)目的

日本国内で発生した大規模災害により、経済的に困難な状態となった児童等に対して、学校外教育

バウチャーを提供し、児童等の教育機会を保障することを目的とする。

(2) 対象

2017年度は、2016年熊本地震で被災した者のうち、次の2点の要件を満たす者を対象とする。

- ① 中学校3年生、高等学校3年生又はそれに準ずる学年の生徒であること。
- ② 生徒が属する世帯の所得が理事会の定める所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

※当該年度中に「高等学校卒業程度認定試験」を受験する者は、高等学校3年生に準ずるものとして対象に含む。

(3) 利用予定人数

37名(見込み/2017年度からの新規利用者)

(4) 利用者決定方法

① 2016年度からの継続利用者

なし

② 2017年度からの新規利用者

- ・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、申込者全員に次の基準で審査を実施する。
- ・審査は書類審査のみとし、当法人職員が実施する。
- ・上記審査に基づき、常務会が利用者を決定する。

(ア) 世帯所得状況

2015年の世帯所得の合計額が次の所得基準以下であること。又は申請日時点において、当該生徒の保護者が生活保護法の被保護者であること。

■ 所得基準

世帯人数	所得金額
2人	2,985,000円
3人	3,675,000円
4人	4,305,000円
5人	4,860,000円

※住民票記載の世帯員の内、2016年3月31日時点で18歳以上の世帯員の所得金額の合計額

(5) バウチャー給付額

① 総額

7,400,000円(見込み)

<参考:バウチャー給付額の計算式>

A	2016年9月から2017年5月の指定寄付金見込額の80%	$6,000,000円 \times 80\% = 4,800,000円$
B	過年度未使用バウチャー見込額 (2016年度未使用額)	2,600,000円
C	A+B	7,400,000円

※バウチャー給付割合を当該年度寄付総額の80%以上に設定している。

② 1人当たりの給付額

200,000円

(6)バウチャー利用期間

2017年7月1日から2018年3月31日

(7)バウチャー利用先

- ・バウチャーの利用が可能な学校外教育サービスについては、次の通りである。
- ・利用者は、自らの希望する利用先を事務局に申請することができ、登録された学校外教育機関でのみバウチャーを利用することができる。
- ・登録事業者数は、40事業者である。(2017年2月1日時点)

教科学習	学習塾・予備校・家庭教師・通信教育など
体験活動	キャンプ・野外活動・社会体験など
スポーツ活動	サッカー教室・スイミングスクール・スポーツクラブなど
文化活動	ピアノ教室・音楽教室・絵画教室など
習い事	習字・そろばん・パソコン教室・外国語教室など

(8)実施スケジュール

- ・2017年 4月 10日 新規利用者募集開始
- ・2017年 5月 26日 新規利用者募集締切
- ・2017年 6月 16日 利用者決定(常務会による議決)
- ・2017年 6月 27日 バウチャー提供
- ・2017年 7月 1日 バウチャー利用開始
- ・2018年 3月 31日 バウチャー利用有効期限

5. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1)概要

大学生等のボランティア(以下、ブラザー・シスターという。)が、学校外教育バウチャーの提供を行った児童等のうち、常務会が定める基準に該当する者に対して、学習・進路の相談業務やバウチャー利用に関する助言を行う。

(2)支援内容

①学習・進路相談

ブラザー・シスターは、児童等の学習や進路の相談に応じ、選択肢を拡げるように努める。

②進路等の情報提供

ブラザー・シスターは、児童等に対して奨学金や進学・就職等の情報を提供する。

③バウチャー利用促進

ブラザー・シスターは、児童等の希望に応じてバウチャー利用先について助言し、バウチャー利用の促進を図る。

(3)頻度・時間

1人の児童等に対して、月に1回30分から1時間程度

(4)実施地域

- ・電話による支援の場合 当法人仙台事務局

・面談による支援の場合 宮城県仙台市、石巻市等の公共施設

(5) サポート体制

対人援助、心理、教育等の専門家が、児童等と関わるうえで必要なスキル・知識等を研修し、ブラザー・シスターの活動をサポートする。（※専門家等は、次ページ参照）

① 養成研修(年1回実施)

専門家によるコミュニケーション・スキル、子どもの貧困・人権、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成する。

■ 養成研修カリキュラム例

内 容	担 当
当法人、事業の概要	当法人職員
生活保護、子どもの貧困・人権について	ケースワーカー等の専門家
進学・就職・経済的支援制度について	キャリア教育、進学指導の専門家
コミュニケーション基礎、実践	コミュニケーション、心理等の専門家
ロールプレイング	
グループワーク	

② 定期研修

ブラザー・シスターは、児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける。

<外部アドバイザー・専門家等>

- ・ 阿部 裕二 (東北福祉大学総合福祉学部 教授)
- ・ 小林 純子 (特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ 代表理事)
- ・ 駒崎 弘樹 (特定非営利活動法人フローレンス 代表理事)
- ・ 佐藤 宏平 (山形大学地域教育文化学部 准教授)
- ・ 佐藤 利憲 (福島県立医科大学看護学部 講師)
- ・ 高橋 聡美 (防衛医科大学校医学教育部 教授)
- ・ 武井 敦史 (静岡大学大学院教育学研究科 教授)
- ・ 田村 太郎 (一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事)
- ・ 出村 和子 (社会福祉法人仙台いのちの電話 理事)
- ・ 苫野 一徳 (熊本大学教育学部 講師)
- ・ 長尾 文雄 (特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー 理事)
- ・ 西田 正弘 (特定非営利活動法人子どもグリーンサポートステーション 代表理事)
- ・ 半羽 利美佳 (武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 准教授)
- ・ 水谷 衣里 (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 副主任研究員)
- ・ 村田 治 (関西学院大学学長／あしなが育英会 副会長)

- ・ 門馬 優 (特定非営利活動法人 TEDIC 代表理事)